

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

27北信地環第16-4号
平成27年(2015年)6月16日
長野県北信地方事務所長

株式会社市川商会
代表取締役 市川 真一 様

平成27年4月15日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書(産業廃棄物処理施設の設置許可)

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県中野市大字越1236番地 株式会社市川商会 代表取締役 市川 真一	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字竹原1727-4他	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設(破碎)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	・がれき類の破碎施設(1台): 640t/日(80t/h 8時間稼働) ・がれき類の破碎施設(1台): 960t/日(120t/h 8時間稼働)	
(6) 変更の概要	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 中野市竹原地区、下高井郡山ノ内町夜間瀬神戸地区 (根拠) 廃棄物処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 中野市長、下高井郡山ノ内町長 周辺地域内に住所又は住居を有する者 周辺区域内に事務所又は事業所を有する者 周辺地域内において農林漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(開催日時) 平成27年6月17日(水) 6:00~ 1回目 平成27年7月7日(火) 19:00~ 2回目 (場所) 竹原研修センター(中野市大字竹原440-1)	

2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書のとおりで差し支えないものと考えます。